



企画展のご案内
月曜休館・祝日の場合は翌日休館
入館無料

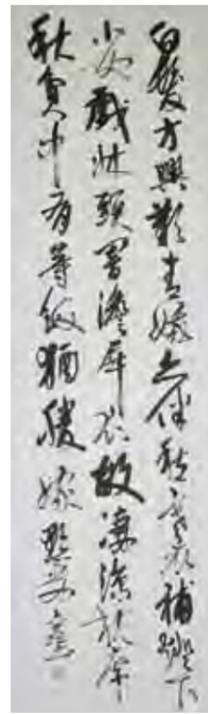
第6回 六塵会書作展

5月18日(土)～6月2日(日) (最終日は12時まで)

南米里区在住、伴六塵先生の書道教室展です。先生の作品および郡内から通う約20人の生徒の書や篆刻を約70点展示します。古典やJ-POPの歌詞を書いた作品、竹の筆で描いた作品、約2×4mの大きな作品など、教室の自由な雰囲気の中で制作されたものです。

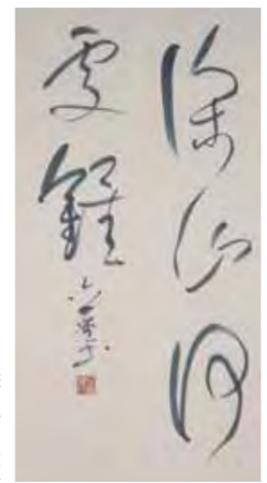
企画展に向けて

師範である六塵先生は、ひたすら日本・中国の古典追及に没頭し、さらに内なるものを求め、「書に生きる人生」をいまなお歩み続けられています。
先生のご指導法は、古典臨書に限らず、自由に楽しんで書くことを目指したものです。どこまで先生のご指導に答えることができるのかわかりませんが、これまで学んだことを作品にし、発表することにしました。多くの人たちにご来館、ご批評を賜り、次の目標への励みといたしたく、お待ち申し上げます。



「贈内子」白楽天

(175×45)



深山何處鐘

(67×35)

「みんなの個展の仲間たち in 須恵の森」
ギャラリートーク&コンサート

「みんなの個展の仲間たち in 須恵の森」主催者によるトークとクラシックアコーディオンの名手 木下隆也さんによる演奏

▶日時 5月12日(日) 14時～16時 ▶参加費 500円(お茶、お菓子つき)
▶場所 久我記念館 ▶問合せ先 久我記念館 ☎932-4987
▶定員 先着50人

産科医療補償制度を ご存知ですか

産科医療補償制度とは

分娩に関連して発症した重度脳性麻痺児とその家族に経済的な補償をします。また、原因分析を行い、事例の再発防止に資する情報提供し、紛争の防止・早期解決および産科医療の質の向上を図ることを目的とする制度です。

▼補償金 一時金と分割金をあわせ総額3000万円

▼申請期間 満1歳の誕生日から満5歳の誕生日まで

▼補償対象 平成21年1月1日以降に出生した子どもで、次の基準をすべて満たす場合、補償の対象になります。

- ① 在胎週数33週以上で出生体重2000グラム以上、または在胎週数28週以上で所定の要件
- ② 身体障害者手帳1・2級相当の脳性麻痺
- ③ 先天性や新生児期の要因によらない脳性麻痺

※所定の要件：臍帯動脈血中の代謝性アシドーシス(酸性血症)、または胎児心拍数基線変動の消失などの低酸素状況を示す所見があることです。

▼問合せ先

産科医療補償制度専用コールセンター
☎03・5800・2231
http://www.sanka-hp.jcqh.or.jp/

未熟児養育医療・自立 支援医療(育成医療) の窓口が変わります

平成25年4月1日から、未熟児養育医療と自立支援医療(育成医療)の申請窓口が県から市町村に変わりました。詳しくは、健康福祉課にお問い合わせください。

未熟児養育医療制度

身体の発育が未熟なまま出生した乳児が指定医療機関に入院して治療を行う必要がある場合に、その治療に必要な医療費の一部を支給する制度です。

▼問合せ先 健康福祉課 保健予防係
☎932・1493(ダイヤルイン)
☎932・1151(内線154)

自立支援医療(育成医療)制度

現在、18歳未満の障がいがある、または治療を行わないと将来一定の障がいを残すと認められる児童で、手術などの治療により症状が軽くなり、日常生活が容易にできるようになると認められる場合に、その治療に必要な医療費の一部を支給する制度です。

▼問合せ先

健康福祉課 福祉係
☎932・1493(ダイヤルイン)
☎932・1151(内線127)

「学生納付特例制度」と「若年者納付猶予制度」を ご存知ですか?

学生納付特例制度

20歳以上の人は、学生であっても国民年金に加入しなければなりません。しかし、学生は一般的に所得が少いため、本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

▼対象となる学生 学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等専門学校、高等専門学校、専修学校および各種学校(修業年限1年以上である課程)、一部の海外大学の日本分校に在学する人。また、夜間・定時制課程や通信制課程の人も含まれます。

▼承認期間 4月から翌年3月まで。次の年度も在学予定である場合、4月始めに再申請の用紙が送られてきますので、引続き学生であれば、必要事項を記入の上ご返送ください。

▼問合せ先 国民年金係
住民課 国民年金係
☎932・1467(ダイヤルイン)
☎932・1151(内線118)
東福岡年金事務所
☎651・7129

若年者納付猶予制度

学生でない30歳未満の人の場合には、本人および配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される「若年者納付猶予制度」があります。

